

(略)

東京都監査委員	鈴木	章	浩
同	小山	くに	ひこ
同	茂	垣	之雄
同	松	本	正一郎
同	後	藤	靖子

令和 6 年 6 月 4 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

本件請求において、請求人は、荒川区が荒川区立公園条例施行規則（昭和 3 2 年荒川区規則第 1 1 号。以下「本件区規則」という。）の解釈を誤り、本来徴収すべきでない使用料を徴収したことにより、都の予算や補助金が違法に使われている等として、都が同区から当該使用料を取り返すこと等を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

請求人は、荒川区が本件区規則の解釈を誤った結果、同区の有料公園及び有料施設（以下「有料公園等」という。）を使用する者が納めなければならないとされる使用料について、その免除対象を誤認して違法に徴収しているなどと主張し、その結果、同区が都に

報告しているとする手数料の金額を誤り、都区財政調整金の交付や地方消費税の徴収も誤っていた旨主張していると解される。

この点、請求人が指摘する都区財政調整金とは、特別区財政調整交付金を指しているものと解されるどころ、同交付金は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、調整税等の一定割合を交付金として特別区に対して交付するものであり（法第282条第1項及び第2項）、また、地方消費税は、都が課する都税であり（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第2項、第4条第2項第3号）、国が消費税と併せて徴収し、都が国から払込みを受けるものである（同法附則第9条の6）。都が当該交付金を交付すること及び当該税の払込みを受けることは、都の財務会計上の行為に当たると解される。

しかし、請求人は、本件区規則にある使用料の免除に関する規定についての自身の解釈を根拠に、荒川区立公園条例（昭和32年荒川区条例第6号）に基づく荒川区による有料公園等の使用料の徴収が違法である旨主張するが、都の財務会計上の行為については、都が区に交付、徴収している都区財政調整金や地方消費税が誤っている、などと述べるにとどまり、請求人の主張する同区による使用料の徴収が都の財務会計上の行為にどのように影響、関係するのか、具体的に明らかでなく、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したものと認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。